

## 試薬に関連する法規制の動き(令和8年1月1日~3月31日)

	ページ
1. 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（化審法）関連の改正.....	1
2. 労働安全衛生法（安衛法）関連の改正.....	1
3. 医薬品医療機器等法関連の改正.....	3
4. 食品衛生法関連の改正.....	4

### 【改正内容】

#### 1. 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（化審法）関連の改正

##### 1-1. 「優先評価化学物質」の指定取り消し

厚生労働省・経済産業省・環境省告示第3号（令和8年3月31日付官報）により、次の6物質が「優先評価化学物質」の指定を取り消された。

通し番号	名 称	官報整理番号
67	テレフタル酸ジメチル	(3)-1328
170	デカン-1-オール	(2)-217
200	ベンジル（ジメチル）（オクチル）アンモニウムの塩	(3)-2694
242	[ジメチル（オクタデシル）アザニウムイル]アセタート	(2)-1291、(2)-2709
246	エチル=2-フェニルプロパノアート	(3)-1730
248	3a, 4, 5, 6, 7, 7a-ヘキサヒドロ-1H-4, 7-メタノインデン-5-イル=アセタート	(4)-658

(参照：経済産業省 [https://www.meti.go.jp/policy/chemical\\_management/kasinhou/files/information/bulletin/yusen/bulletin\\_yusen\\_260331.pdf](https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kasinhou/files/information/bulletin/yusen/bulletin_yusen_260331.pdf))

#### 2. 労働安全衛生法（安衛法）関連の改正

##### 2-1. 「新規化学物質」の名称の公表

(1) 労働安全衛生法第57条の4第1項の規定に基づき届出があった「新規化学物質」の名称が171件公表された。

(通し番号 32440~32610)

(参照：厚生労働省 職場のあんぜんサイト [https://anzeninfo.mhlw.go.jp/user/anzen/kag/202603kag\\_new.htm](https://anzeninfo.mhlw.go.jp/user/anzen/kag/202603kag_new.htm))

##### 2-2. リスクアセスメント対象物の追加（安衛則別表第2関係）

厚生省令第68号（令和8年3月31日付官報）により、労働安全衛生法施行令第18条第2号及び第18条の2第2号の規定に基づき、リスクアセスメント対象物に追加する36物質の労働安全衛生規則別表第2への追加が公布された。（施行日：令和10年4月1日）

項	物
17の2	N-アクリルモルホリド
100の2	N-(3-アミノプロピル)-N-ドデシルプロパン-1, 3-ジアミン

152 の 2	アンモニウム＝トリデカフルオロヘキサン－1－スルホナート
152 の 3	アンモニウム＝トリデカフルオロヘプタノアート
201 の 2	ウンデカフルオロヘキサン酸
343 の 2	(オキソラン－2－イル) メチル＝プロパー 2－エノアート
362 の 2	オクタン酸
405 の 2	カリウム＝トリデカフルオロヘプタノアート
478 の 2	クロロギ酸イソプロピル
516 の 2	5－クロロ－2－ニトロアニリン
586 の 2	五ナトリウム＝2, 2', 2'', 2''' - {[(カルボキシラトメチル) アザンジイル] ビス (エタン－2, 1－ジイルニトリロ)} テトラアセタート
731 の 2	ジエチレントリアミン五酢酸
734 の 2	四塩化チタニウム
1003 の 2	2－(N, N－ジメチルアミノ)－2(4－メチルベンジル)－1－(4－モルホリノフェニル)ブタン－1－オン
1034 の 2	ジメチルスルファモイル＝クロリド
1049 の 2	3, 5－ジメチルピラゾール
1127 の 2	水素化リチウムアルミニウム
1158 の 2 の 2	2－ターシャリーブチルシクロヘキシル＝アセタート
1380 の 2	トリスノニルフェニルホスファイト
1380 の 3	1, 1, 1－トリス (ヒドロキシメチル) プロパン
1384 の 2	トリデカフルオロヘプタン酸
1393 の 2	トリフェニルホスホロチオエート
1400 の 2	4, 4'－[2, 2, 2－トリフルオロ－1－(トリフルオロメチル) エチリデン] ジフェノール
1415 の 2	(E)－4－(2, 6, 6－トリメチルシクロヘキサ－1－エン－1－イル) ブタ 3－エン－2－オン
1418 の 3	<i>rel</i> －(1 <i>R</i> , 2 <i>R</i> , 4 <i>R</i> )－1, 7, 7－トリメチルビスクロ [2. 2. 1] ヘプタン－2－イル＝プロパー 2－エノアート
1443 の 2	ナトリウム＝トリデカフルオロヘプタノアート
1511 の 2	ノナデカフルオロデカン酸
1513 の 2	ノナフルオロブタン－1－スルホン酸
1666 の 2	2－ピロリドン
1683 の 2	フェニルヒドラジン－硫酸 (2/1)
1878 の 3	3, 3, 4, 4, 5, 5, 6, 6, 7, 7, 8, 8, 9, 9, 10, 10, 10－ヘプタデカフルオロデカン－1－オール (別名 8 : 2 フルオロテロマーアルコール)
1894 の 2	ペルフルオロ (ヘキサン－1－スルホン酸) (別名 PFH <sub>x</sub> S)
1958 の 2	ポルトランドセメント

1994 の 2	メタクリル酸 1-ヒドロキシプロパン-2-イル及びメタクリル酸 2-ヒドロキシプロピルの混合物
2008 の 2	メタホウ酸バリウム
2027 の 2	2-メチル-4-イソチアゾリン-3-オン

(参照：厚生労働省 <https://www.mhlw.go.jp/content/11300000/001684498.pdf> )

### 3. 医薬品医療機器等法関連の改正

#### 3-1. 指定薬物に指定

(1) 厚生労働省令第 5 号 (令和 8 年 1 月 21 日付官報) により、次の 3 物質が「指定薬物」に指定された。(施行日：令和 8 年 1 月 31 日)

	名 称
物質 1	2-(4-イソプロポキシベンジル)-5-ニトロ-1-[2-(ピロリジン-1-イル)エチル]ベンズイミダゾール及びその塩類
物質 2	1-(2-ジエチルアミノ)エチル-2-(2,3-ジヒドロベンゾフラン-5-イル)メチル-5-ニトロベンズイミダゾール及びその塩類
物質 3	N-シクロプロピル-4-ヒドロキシ-N-メチルトリプタミン及びその塩類

(参照：厚生労働省法令等データベースサービス <https://www.mhlw.go.jp/hourei/doc/hourei/H260121I0020.pdf> )

(参照：厚生労働省 [https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000212707\\_00044.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000212707_00044.html) )

(2) 厚生労働省令第 20 号 (令和 8 年 3 月 4 日付官報) により、次の 4 物質が「指定薬物」に指定された。(施行日：令和 8 年 3 月 14 日)

	名 称
物質 1	イソプロピル=1-(1-フェニルエチル)-1 <i>H</i> -イミダゾール-5-カルボキシラート及びその塩類
物質 2	1-[1-(3-クロロフェニル)シクロヘキシル]ピペリジン及びその塩類
物質 3	N,N-ジエチル-7-メチル-4-[4-(トリメチルシリル)ベンゾイル]-4,6,6a,7,8,9-ヘキサヒドロインドロ[4,3-fg]キノリン-9-カルボキサミド及びその塩類
物質 4	4-メチル-1-(2-メチルフェニル)-2-(ピロリジン-1-イル)ペンタン-1-オン及びその塩類

(参照：厚生労働省法令等データベースサービス <https://www.mhlw.go.jp/hourei/doc/hourei/H260304I0010.pdf> )

(参照：厚生労働省 [https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000212707\\_00047.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000212707_00047.html) )

(3) 厚生労働省令第 24 号 (令和 8 年 3 月 18 日付官報) により、次の 1 物質が「指定薬物」に指定された。(施行日：令和 8 年 6 月 1 日)

	名 称
物質 1	6,6,9-トリメチル-3-ペンチル-6 <i>H</i> -ジベンゾ[b,d]ピラン-1-オール及びその塩類

(参照：厚生労働省法令等データベースサービス <https://www.mhlw.go.jp/hourei/doc/hourei/H260318I0090.pdf> )

(参照：厚生労働省 [https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000212707\\_00048.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000212707_00048.html) )

#### 4. 食品衛生法関連の改正

##### 4-1. 人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものの改正

(1) 内閣府告示第8号(令和8年2月19日付官報)により、食品衛生法第13条第3項の規定に基づき、次の物質が人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものとして追加された。

6	アセチルシステイン
---	-----------

(参照：消費者庁 [https://www.caa.go.jp/policies/policy/standards\\_evaluation/pesticide\\_residues/notice/assets/standards\\_cms208\\_260219\\_02.pdf](https://www.caa.go.jp/policies/policy/standards_evaluation/pesticide_residues/notice/assets/standards_cms208_260219_02.pdf))

(参照：日本食品化学研究振興財団 <https://www.ffcr.or.jp/tsuuchi/2026/02/post-111.html>)

